

広報協力に対応する上での検討基準に係る注意事項

広報協力の是非については、下記の内容を十分に検討し回答いたします。

1 広報協力に対応するものは次のとおりとする。

依頼団体の性格及び広報協力の趣旨，内容，対象となる人数，時間，範囲等を十分に検討し，次の場合に対応できるものとする。

- (1) 広報協力により東京消防庁の各種施策を広報できると認められる場合
- (2) 広報協力が東京消防庁の業務理解につながると認められる場合
- (3) 広報協力が防災教育に資すると認められる場合
- (4) 広報協力が大学，研究機関等で学術研究上必要と認められる場合
- (5) その他広報協力の対象が東京消防庁の目的に合致するもの

2 広報協力に対応しないものは次のとおりとする。

- (1) 広報協力の対象が政治的，宗教的又は売名行為的な目的を有しているもの
- (2) 広報協力の対象が公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるもの
- (3) 広報協力することが営利企業・団体自体の宣伝につながるおそれがあるもの
- (4) その他広報協力の対象が東京消防庁の目的に合致しないもの